平成２６年４月３０日（改）

耐震性能評定委員会設置規程

特定非営利活動法人（NPO法人）
ASCoT コンクリート技術支援機構
Agency for Supporting-Partners of Concrete Technology

理事長　谷川　恭雄

§１　評定業務実施要領

（ 目的 ）

第１条 耐震判定委員会は､建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく建築物の耐震診断及び耐震改修の実施についての技術上の指針またはこれと同等と認定された耐震診断法により既存建築物について行った耐震診断の結果または耐震改修計画の妥当性について判定を行うことにより、国及び耐震改修促進法の規定による所管行政庁または建築基準法の規定による特定行政庁（以下「所管行政庁等」という。）における既存建築物の耐震化推進の支援及び既存建築物の耐震化を図ろうとする所有者等の支援を行うものである。またその地域支援のひとつとして、建築物（ 木造建築物を除く ）の所有者、管理者又は占有者などの当該建築物に対する耐震改修計画認定を申請しようとする者に対し、申請に係る建築物を所管する県建設指導課・住宅計画課等に事前相談をした後，同課に認定申請を行う前に，当核計画について専門的機能を有すると知事が認める機関として事前評定を実施するため必要な事項をも定める。

【業務の位置付け例：愛知県】

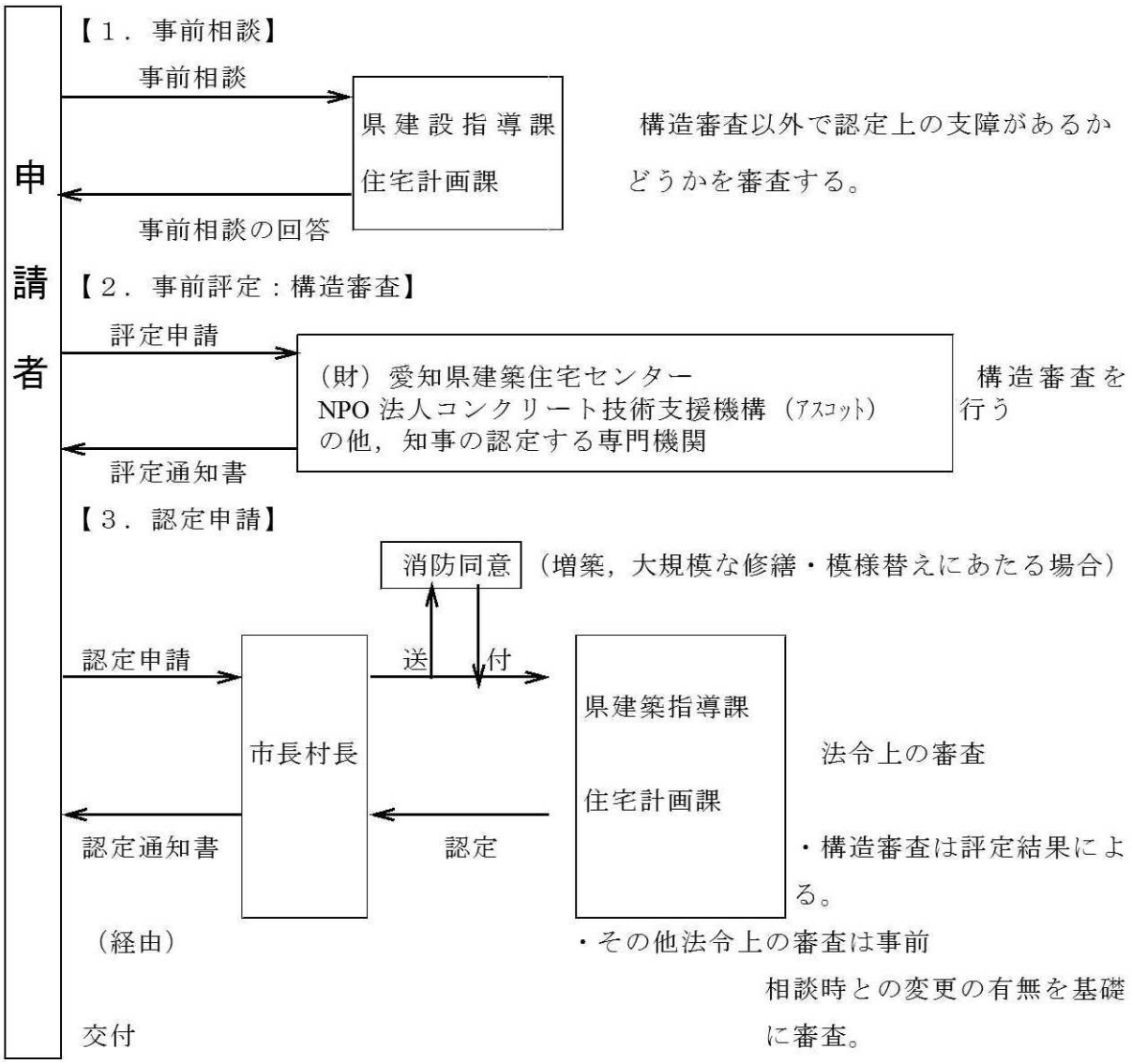

(評定等対象建築物)

第２条 評定対象建築物は、鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄骨造および組積造等の建築物とする。

(評定等の業務内容)

第３条 評定等の業務は次の各号によるものとする。

（１）「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく耐震改修評定業務

（２）耐震改修計画作成に対する指導

（３）上記に基づく工事に対する指導

（４）耐震診断の判定

（５）耐震診断に対する指導

(耐震改修計画における耐震診断等に対する審査基準)

第４条 耐震診断等に対する審査基準は、次の各号によるものとする。

（１）既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準 ・耐震改修指針
〔(財)日本建築防災協会：最新版〕

（２）既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針（最新版）〔(財) 日本建築防災協会〕

（３）既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準 ・耐震改修指針
〔(財)日本建築防災協会〕

（４）国土交通省Ｈ１８告示 184 号

（５）屋内運動場等の耐震性能診断基準（ 文部省大臣官房文教施設部 ）

（６）官庁施設の総合耐震診断・改修基準 〔(財) 建築保全センター〕

（７）建築物耐震診断指針（ 愛知県 ）

（８）その他委員会で認めたもの

（委員会の構成）

第５条「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく耐震改修評定業務を実施するにあたり、耐震性能評定委員会を設置しその円滑な運営をはかるものとする。耐震性能評定委員会では評定方針検討委員会，補強方法研修委員会，案件別評定受付委員会，案件別評定承認委員会などを開催する。（対外的業務を行い，常時開催される案件別受付委員会および案件別承認委員会について「委員会」と呼び，以下これについて述べる。）

委員会は委員５名（学識経験者が過半および外部委員が過半）で構成する。委員は委員長が評定案件に適切な者を指名する。選任は、委員が自ら若しくは委員が所属する法人等が関わった案件についてはその案件の評定を行うことがないようにする。

（耐震改修評定部会の構成）

第６条 委員会の業務を補助するために委員会の下に、耐震性能評定部会を設置する。

第７条 本委員会設置者・評定委員及び関係者は、業務の実施にあたって次の事項を遵守する。

（１）評定委員は委員によって異なる評定結果とならないよう、公正な判定基準の保持に努める。

（２）評定により、知り得た事項（判定依頼者及び判定建築物に係る秘密やそれぞれに係る個人情報等）は厳に機密の保持に努める。

（その他）

第８条 評定委員会は評定の業務に関する事項を記載した帳簿を備え付け、保存するものとする。

（「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく耐震性能評定業務の流れ）

第９条 耐震性能評定業務の手続・審査の手順等を以下に示す。

（１）審査の手順　（耐震診断の場合）

○申込書の受領

●当法人から部会の日時通知

○申請図書および評定手数料の受領

○判定部会での詳細なヒアリング

◎当法人から指導・質疑書送付→診断者からは回答書送付

○判定委員会で判定の可否を審議

●当法人から判定書を送付

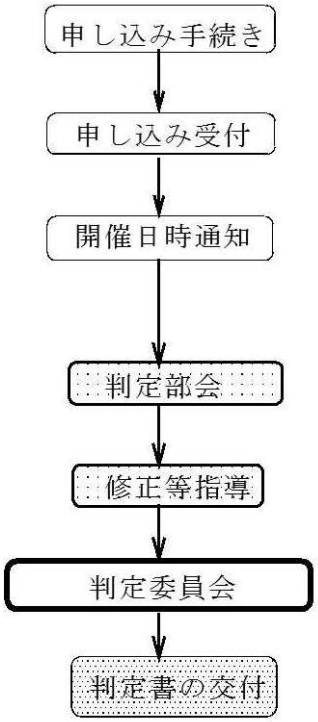

（２）審査の手順　（耐震補強計画の場合）

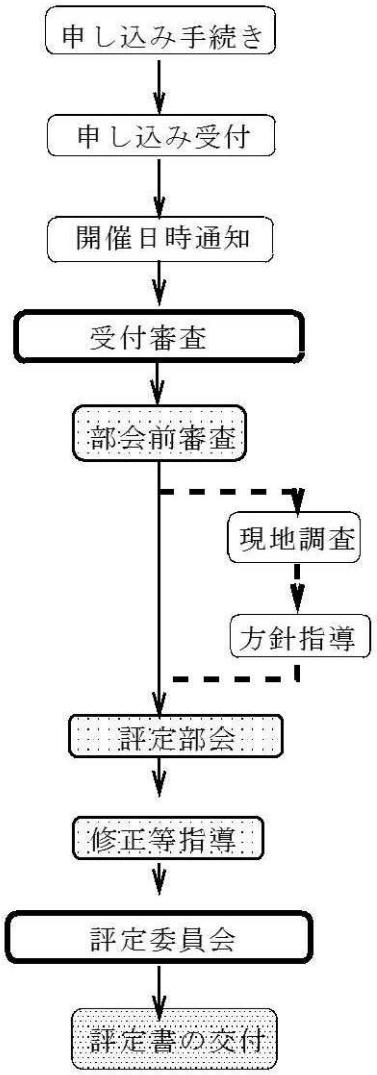

○申込書の受領

●当法人から受付審査（ヒアリング等）の日時通知
○申請図書および評定手数料の受領
○受付審査及びヒアリング

○評定部会での詳細なヒアリング

◎当法人から指導・質疑書送付→診断者からは回答書送付

○評定委員会で評定の可否を審議

●当法人から評定書を送付

（３）　申し込み手続き

1)「耐震改修計画評定申込書」に定事項を記入のうえ当法人耐震性能評定委員会事務局へ申し込む。

※１つの建物でも、構造的に一体となっていない場合は、それぞれの建物の部分を１棟、１件としてこの手続きを行うこと。

2)事務局は上記書類を受領し、内容をチェックするとともにその業務の受注の可否を検討する。

3)受注が決定した物件について事務局は受付委員会以降の日時、場所、手数料等、評定申請書他提出書類を評定開催通知書により申請者に通知する。

（４）　申し込みの受付

前項の手数料が当法人指定口座へ振り込まれたことおよび評定申請書他提出書類の受領を確認した後、受付委員会を開催する。

（５）　受付審査

1)申請者から、「耐震改修計画評定申請書」（様式-評 1）・「耐震改修概要説明書」（様式-評 2）・Is 値比較表・改修計画図等により建物診断・改修設計の概要および考え方を

聞く。

2)受付審査を行う部会の委員の中での指導担当委員を選出する。

（６） 部会前審査

選任された指導担当委員は事前に「耐震改修計画評定申請書」（様式-評 1）・「耐震改修概要説明書」（様式-評 2）・Is 値比較表・構造計算書および図面の検討を行う。

（７） 評定部会

申請者から、「耐震改修計画評定申請書」（様式-評 1）・「耐震改修概要説明書」（様式-評 2）・Is 値比較表・構造計算書および図面により建物診断・改修設計の詳細および考え方を聞き、委員側から指導・質問・意見を受ける。

（８）修正等指導

部会審査の結果、質疑・修正がある場合、指導担当委員の指導のもとでやりとりを行い各種書類を完成させる。

指導員と申請者の行った前項のやりとりおよび指導員の各種書類を完成させるまでの指導結果を部会に出席した指導員以外の委員に通知し承認を得る。

（９）評定委員会

部会の担当委員から部会審査報告等を受け最終審査し承認を行う。

（９）評定書の交付

最終審査にて評定委員会の承認を受けた物件について当法人から「評定書」を発行する。

(10) 所要期間

受付審査・部会の日程は開催通知書に記載する。

受付審査から評価書発行までは通常の場合は約２ヶ月とする。

§２．評定委員会（判定委員会）設置要領

（ 目的 ）

第１条　この要領は、特定非営利活動法人コンクリート技術支援機構：通称アスコット（ 以下「NPO 法人アスコット」という。 ）が行う耐震改修計画の評定業務及び耐震診断の判定業務等に関連して、その適正な審査を担保するため、「耐震性能評定委員会」（ 以下「委員会」という。）を設置し、その円滑な運営をはかることを目的とする。

（ 委員の定員 ）

第２条　評定委員会に出席し審査が出来る評定委員を１０名以上確保することとする。

ここで、原則として委員は外部の学識経験者及び外部の実務経験者等の占める構成比が過半とする。

（委員の資質）

第３条　評定委員は建築構造に関し、大学若しくは高等専門学校の准教授以上の職にある若しくはあった者（以下「学識経験者」という）、又は建築構造に関し１０年　以上の実務を有し構造設計一級建築士（以下「実務経験者」という）であること。

（開催される委員会等）

第４条　耐震性能評定委員会では耐震改修計画に対し受付審査・評定部会・評定委員会を開催し、耐震診断に対し判定部会・判定委員会を開催する。

（ 委員会の構成 ）

第５条　委員会は委員５名（学識経験者が過半および外部委員が過半）で構成する。委員は委員長が評定案件に適切な者を指名する。選任は、委員が自ら若しくは委員が所属する法人等が関わった案件についてはその案件の評定を行うことがないようにする。

委員は委員長が評定案件に適切な者を指名する。

（ 委員会の委員長 ）

第６条　委員会に委員長を置く。委員長は委員が互選する。

委員長は出来るかぎり委員会に出席し、会務を総理するとともに委員会を代表する。

委員長が出席できないときは、委員のうちからあらかじめ互選された副委員長または委員長から指定された委員（学識経験者）がその職務を代理する。

（ 委員の任期 ）

第７条　委員の任期は２年とする。ただし補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

委員の再任を妨げない。

（ 耐震改修評定部会の構成 ）

第８条　委員会の業務を補助するため委員会の下に、耐震性能評定部会を設置する。

評定部会は委員４名・判定部会は２名で構成する。

委員は委員長が案件毎に適切な者を指名する。

（ 業務規律 ）

第９条　委員は、業務の実施にあたって次の事項を遵守する。

（１）委員会は委員によって異なる評定結果とならないよう、公正な判定基準の保持に努める。

（２）委員会の決定については、委員の合議により決定するものであること。

（３）評定により、知り得た事項（判定依頼者及び判定建築物に係る秘密やそれぞれに係る個人情報等）は厳に機密の保持に努める。

（４）対象が既存建築物であることから、委員会が実際の建築物の状態の確認を行った上で評定（判定）した場合は、評定書（判定書）等にその旨、記載することができる。

（ 雑則 ）

第 10 条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

（ 附則 ）

（１）この要領は、平成１６年　４月　１日から施行する。

改定　平成１９年９月１日

改定　平成２０年３月１４日

改定　平成２０年６月２７日

改定　平成２５年１０月３１日

改定　平成２６年４月３０日